

医薬総発 1219 第 1 号
保連発 1219 第 1 号
保医発 1219 第 8 号
社援保発 1219 第 1 号
令和 7 年 12 月 19 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
(公印省略)
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公印省略)
厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公印省略)

電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックを踏まえた対応について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づく電子処方箋の仕組み（以下「電子処方箋管理サービス」という。）における重複投薬等チェック機能の運用等については、「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和 4 年 10 月 28 日付け薬生発 1028 第 1 号医政発 1028 第 1 号保発 1028 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。令和 6 年 12 月 18 日最終改正。以下「運用通知」という。）においてお示ししているところです。

今般、第 5 回電子処方箋推進会議（令和 7 年 9 月 29 日開催）において、電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックによる

重複投薬等アラートが多数確認された事例が示されたところ、こうした状況を踏まえ、医薬品の適正使用の観点から、電子処方箋を活用する薬局及び薬剤師における対応について、下記及び別添のとおり整理しましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管下の薬局に周知していただくようお願いします。

記

1. 電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックにより重複投薬や併用禁忌のアラート等（以下「重複投薬等アラート」という。）が確認された場合には、基本的には、その数によらず、正常に機能した結果として取り扱い、当該結果等を踏まえ、調剤にあたること。
2. 健康保険証の利用登録又は医療扶助のオンライン資格確認に係る利用登録を行ったマイナンバーカードによりオンライン資格確認を行う際には、医薬品の処方内容が適切であるか確認し、重複投薬等を避けることができるというメリットを患者に説明しつつ過去の薬剤情報等の閲覧の同意を取得するよう努めること。
また、顔認証付きカードリーダーで過去の薬剤情報等の閲覧の同意が選択されなかった際に、重複投薬等チェックにより重複投薬等アラートが確認された場合には、患者に対する不必要な調剤による有害事象を事前に避けるため、運用通知に示している口頭等での同意の取得に努めること。
3. 薬局において、薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 21 条の規定に基づき、調剤の求めがあった場合であって、電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックにより重複投薬等アラートが確認され、疑わしい点があると判断した場合には、同法第 24 条の規定により、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ調剤してはならないため、疑義照会を行い、必要に応じて処方内容の変更を求める。

なお、電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックにより重複投薬等アラートが確認され、疑わしい点があると判断し

た場合の疑義照会以降の対応に関しては、以下のとおり整理されるため、留意すること。

(1) 調剤時に過去の薬剤情報の閲覧の同意（電子処方箋管理サービスにおける口頭等による同意を含む）を得ている場合

処方箋を発行した医師又は歯科医師への疑義照会を行ったが、処方変更がなされなかつた場合であつて、重複投薬等アラートが検知された過去の薬剤名、処方・調剤日、用法・用量、回数等を踏まえ、なお薬学的知識により全く疑わしいと客観的に判断され得るものについては、薬剤師法第21条における調剤を拒否する正当な理由として認められること。

(2) 調剤時に過去の薬剤情報等の閲覧の同意が得られない場合

処方箋を発行した医師又は歯科医師への疑義照会を行つたが、処方変更がなされなかつた場合においては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第9条の4第1項から第3項までの規定に基づき、調剤された薬剤を使用しようとする者に他の薬剤又は医薬品の使用状況等の必要事項を確認し、その上で必要な情報提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した際に、薬剤師が薬剤の適正な使用の確保ができないと判断した場合には、薬局開設者が薬剤の販売・授与をしないことが認められること。

(3) 処方箋を発行した医師又は歯科医師に連絡がつかず、疑義照会ができない場合

薬剤師法第24条の規定により、薬剤師は、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ調剤してはならないこと。また、同法第21条における調剤を拒否する正当な理由として認められること。ただし、当該処方箋の患者がその薬局の近隣の患者の場合は処方箋を預かり、後刻処方箋を交付した医師又は歯科医師に疑義照会して調剤すること。

4. 上記3に示す対応については、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（昭和32年厚生省令第16号）及び「指定医療機関医療担当規程」（昭和25年厚生省告示第222号）に反するものではないこと。

電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックによる 重複投薬等アラートが多数確認された場合



- 基本的には、アラートの数によらず、正常に機能した結果として扱い、調剤にあたること。
- オンライン資格確認を行う場合：過去の薬剤情報等の閲覧の同意を取得するよう努めること。
※ 閲覧同意が取得できず、重複投薬等アラートが確認された場合には、口頭等での同意の取得に努める。

疑わしい点があると判断した場合：**疑義照会を行い、必要に応じて処方内容の変更を求める**こと。



疑義照会を行ったが、処方変更がなされなかつた場合



処方箋を発行した医師又は歯科医師に連絡がつかず、
疑義照会ができなかつた場合

過去の薬剤情報の閲覧の同意（※）を得ている場合

重複投薬等アラートの検知内容を踏まえ、なお薬学的知識により全く疑わしいと客観的に判断され得るものについて、調剤を拒否する正当な理由として認められる。（薬剤師法第21条）

※ 口頭等による同意を含む

その疑わしい点を確かめた後でなければ調剤してはならないこと。
また、**調剤を拒否する正当な理由として認められること。**

（薬剤師法第21条、第24条）

ただし、薬局の近隣の患者の場合は処方箋を預かり、時間をおいてから疑義照会して調剤すること。

過去の薬剤情報等の閲覧の同意が得られない場合

各種確認や指導を実施し、薬剤師が薬剤の適正な使用の確保ができないと判断した場合、薬局開設者が薬剤の販売・授与をしないことが認められる。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の4第1項から第3項）

※ 「**保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則**」及び
「**指定医療機関医療担当規程**」に反するものではない。